

議員提出第2号議案

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年6月15日

大阪府議会議長 西野弘一様

提出者

大阪府議会議員

久谷眞敬	魚森ゴータロー	橋本ゆうと
坂上敏也	横倉廉幸	三田勝久
金城克典	和田賢治	中川誠太
山下昌彦	森田彩音	角谷庄一
くすのき好美	紀田馨	徳村さとる
置田浩之	永井公大	河崎大樹
富田武彦	岩木均	中川あきひと
奥村ユキエ	中野稔子	三橋弘幸
西林克敏	いらはら勉	前田将臣
木下昌久	植田正裕	浦本ともえ
杉江友介	大橋一功	市來隼
中川剛	坂元正幸	岩本ゆうすけ
岡沢龍一	大野ちかこ	前田洋輔

日根野谷 和人	鈴木 木	憲	上 田 健 二
山 本 真 吾	土 井 一	慶	森 和 臣
堀 江 ゆ う	中 谷 恭	典	西 元 宗 一
泰 江 ま さ き	広 野 瑞	穂	渡 辺 ひ で つ な
みよし かおる			

議員提出第2号議案

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例一部改正の件

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(議員の定数)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第二項の規定により、大阪府議会議員の定数を七十三人とする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。</p>			<p>(議員の定数)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第二項の規定により、大阪府議会議員の定数を七十九人とする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。</p>		
選挙区の名称	選挙区の区域	議員数	選挙区の名称	選挙区の区域	議員数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大阪市大正区及び西成区	(略)	一	大阪市大正区及び西成区	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大阪市城東区	(略)	一	大阪市城東区	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
豊中市	(略)	三	豊中市	(略)	四
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
枚方市	(略)	三	枚方市	(略)	四
茨木市	(略)	二	茨木市	(略)	三
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大東市及び四條畷市	(略)	一	大東市及び四條畷市	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提 案 理 由

人口の少ない選挙区の方が、その選挙区より人口の多い選挙区より、議員定数が多くなっている「逆転現象」を解消するとともに、現行の選挙区を維持し、選挙区定数も増加させない考えのもと、人口当たりの議員数比で全国最小値の議員数となる条例案を提出し、議会改革を更に推進するものである。